

# 岐阜県公報

号外 (二) 平成三十一年 三月二十九日

## 目次

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	一
岐阜県議会議員選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額	二

## 選挙管理委員会告示

### 岐阜県選挙管理委員会告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成31年3月28日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数  
1,680,683人
- 2 総数の50分の1の数  
33,614人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

310,086人

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	339,034	113,012
大垣市	147,530	49,177
高山市	75,227	25,076
多治見市	93,341	31,114
関市・美濃市	90,595	30,199
中津川市	65,445	21,815
瑞浪市	31,373	10,458
羽島市	55,770	18,590
恵那市	42,363	14,121
美濃加茂市	42,480	14,160
土岐市	48,535	16,179
各務原市	121,389	40,463
可児市	94,984	31,662
山県市	23,024	7,675
瑞穂市	42,488	14,163
飛騨市	20,821	6,941
本巣市	42,958	14,320
郡上市	35,370	11,790

下呂市	27,715	9,239
海津市	29,417	9,806
羽島郡	39,016	13,006
養老郡	24,480	8,160
不破郡	28,501	9,501
安八郡	19,998	6,666
揖斐郡	56,917	18,973
加茂郡	41,912	13,971

岐阜県選挙区割り委員会報告書

公職選挙法(昭和二十五年法律第四号)第四十九条の規定による平成三十一年四月十七日現在の岐阜県選挙区割りについて、選挙区割りについて、各選挙区別の総数及び3分の1の数を報告する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県選挙区割り委員会

委員長 大 松 保 幸

選挙区名	制限額(円)	選挙区名	制限額(円)
岐阜市選挙区	7,026,700	山県市選挙区	5,811,000
大垣市選挙区	6,961,300	瑞穂市選挙区	7,426,600
高山市選挙区	7,022,000	飛騨市選挙区	5,628,200
多治見市選挙区	7,773,700	本巣市選挙区	7,465,600
関市・美濃市選挙区	6,406,500	郡上市選挙区	6,835,800

中津川市選挙区	6,616,000	下呂市選挙区	6,200,400
瑞浪市選挙区	6,504,000	海津市選挙区	6,341,700
羽島市選挙区	8,529,000	羽島郡選挙区	7,138,400
惠那市選挙区	7,416,200	養老郡選挙区	5,931,900
美濃加茂市選挙区	7,425,900	不破郡選挙区	6,265,600
土岐市選挙区	7,928,500	安八郡選挙区	5,559,900
各務原市選挙区	7,258,500	揖斐郡選挙区	6,262,100
可児市選挙区	7,841,900	加茂郡選挙区	7,378,700

平成三十一年三月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社